

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年5月26日

【発行者名】 アライアンス・バーンスタイン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 ティモシー・ファブリス・ライアン

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

【事務連絡者氏名】 森下 泰幸
(連絡場所)
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

【電話番号】 03 5962 9165

**【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】** アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュー株投
信

**【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券の金額】** 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュー株投信
（以下、「当ファンド」、「ファンド」または「ベビーファンド」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。
当初の信託元本は、1口当たり1円です。
格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込みを受付けた日（以下、「取得申込受付日」といいます。）の基準価額^{*}とします。

^{*} 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は日々変動しますので、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。）

また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「日本バリ」の略称で掲載されます。

(5)【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める手数料率（3.15%（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

ただし「自動けいぞく投資コース」^{*}の収益分配金は、無手数料で再投資されます。

^{*} 「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金が、税引後無手数料で再投資されるコースをいいます。なお、当コースをお申込みの受益者は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に基づく契約を結びます。なお、当該約款は名称の如何を問わず同様の内容を有するものを含みます。

(6)【申込単位】

一般コース：1万口以上1万口単位

自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

(7)【申込期間】

平成22年5月27日から平成23年5月26日までです。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

(8)【申込取扱場所】

当ファンドの受益権の申込取扱場所（販売会社）は下記の照会先にお問い合わせください。

照会先
アライアンス・バーンスタイン株式会社
電話番号：03 - 3240 - 8660
受付時間：営業日の午前9時～午後5時
（半日営業日の場合は午前9時～正午）
<ホームページ> <http://www.alliancebernstein.co.jp>

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込代金を取得申込みされた販売会社に支払うものとします。払込期日は、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、アライアンス・バーンスタイン株式会社（委託会社）の指定する口座を經由して、野村信託銀行株式会社（受託会社）の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払込取扱場所は販売会社とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

勧誘の方法

当ファンドの受益権の取得の申込みの勧誘は、金融商品取引法に規定する「有価証券の募集」に該当するものです。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主としてわが国の株式に投資するアライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド（以下、「マザーファンド」という場合があります。）受益証券を主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,500億円を限度として信託金を追加することができます。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

単位型投信・追加型投信の区分・・・追加型投信

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

投資対象地域による区分・・・国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産による区分・・・株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
一般		()	
大型株	年2回	日本	ファンド・オブ・ ファンズ
中小型株		北米	
債券	年4回	欧州	
一般		アジア	
公債	年6回(隔月)	オセアニア	
社債		中南米	
その他債券	年12回(毎月)	アフリカ	
クレジット属性 ()		中近東(中東)	
不動産投信	日々	エマージング	
その他資産(投資信託証券(株式))	その他()		
資産複合()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

投資対象資産による属性区分・・・その他資産(投資信託証券(株式))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産(収益の源泉)は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産(投資信託証券(株式))」に分類されます。

決算頻度による属性区分・・・年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域による属性区分・・・日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態による属性区分・・・ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

- 当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・日本バリュース株マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目標に運用を行います。
- TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとします。
- ボトム・アップ・アプローチをベースとしたバリュース株運用を行います。

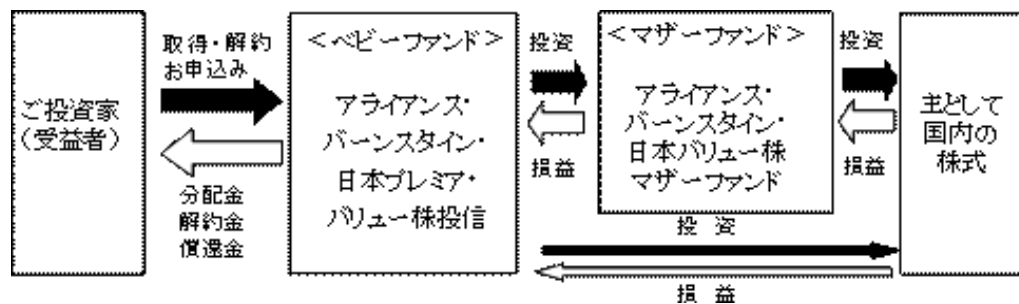
当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行うという仕組みです。

ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。ただし、ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合もあります。

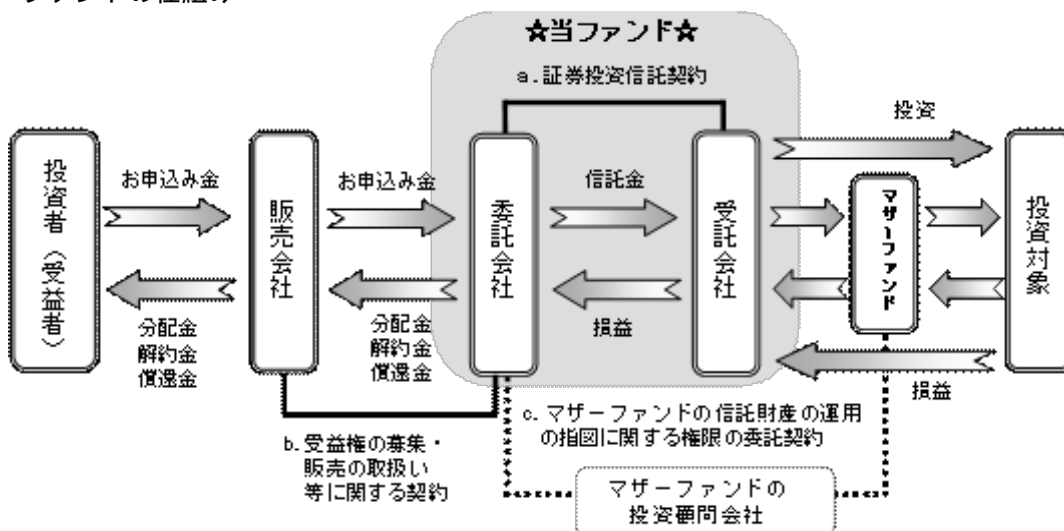
また、新たなベビーファンドを設定し、マザーファンド受益証券へ投資することがあります。

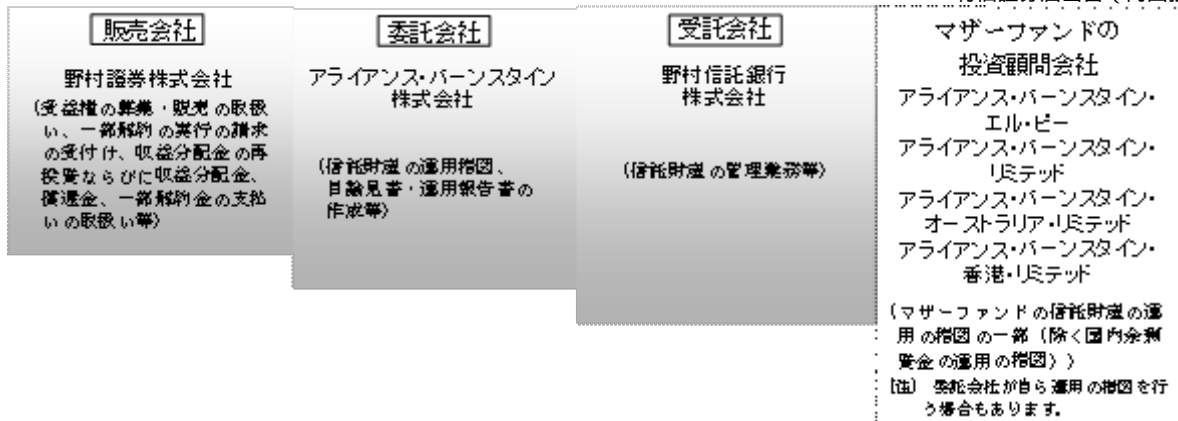
これらの概要は以下のとおりです。



(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み





関係法人との契約等の概要

a．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c．マザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において締結するマザーファンドの「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」には、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

委託会社等の概況

a．資本金の額

資本金の額は130百万円です。(平成22年4月末現在)

b．委託会社の沿革

平成 8年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立

平成 8年12月 3日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成11年 5月31日 有価証券に係る投資顧問業登録

平成11年12月 9日 投資一任契約に係る業務の認可

平成12年 1月 1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更

平成12年 1月 1日 有価証券投資に関する投資助言業務および投資一任契約に係る業務の営業を開始。アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店より、両業務の営業を譲り受ける。

平成18年 4月 3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更

c．大株主の状況

(平成22年4月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ ウィルミントン オレンジ・ストリート 1209	2,600株	100%

d．金融商品取引業にかかる登録番号

委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は金融商品取引業者であり、登録番号は関東財務局長（金商）第303号です。

e．金融商品取引業の内容および方法の概要

(イ) 投資運用業

投資信託委託会社としての業務

委託者指図型投資信託の委託者として、金融商品の価値等の分析に係る投資判断に基づいて、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、投資信託財産の運用その他の業務を行います。

投資一任業務

お客様より金融商品の価値等の分析に係る投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づきお客様のために投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約を締結し、その契約に基づき、金融商品の価値等の分析に係る投資判断に基づいて、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用を行います。

(ロ) 投資助言・代理業

有価証券の価値等及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関して、お客様に対して口頭・文書その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を締結し、その契約に基づき、助言を行います。

(ハ) 第二種金融商品取引業

下記の業務を行うことがあります。

- ・自ら設定する投資信託の受益権の募集または私募、および当該募集または私募に係る受益権の一部解約の請求の受付けまたは買取り
- ・自らが資産運用の業務を受託している投資法人が発行する投資証券または投資法人債券の募集または私募の取扱い、および当該募集または私募の取扱いに係る投資証券または投資法人債券の払戻しの請求の受付けまたは買取り

f. 加入している金融商品取引業協会および加入対象事業者となっている認定投資者保護団体等

社団法人 投資信託協会 加入

社団法人 日本証券投資顧問業協会 加入

加入対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

a. 主要投資対象

アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

b. 運用の特色

(イ) 当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目標に運用を行います。

マザーファンドは、わが国の株式を中心に投資し、長期的な信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。

- ・本来の収益力と比べ、株価が過小評価された銘柄（＝割安株）をリサーチによって抽出することが可能であるという信念のもと、企業のファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させた個別銘柄選択を付加価値の源泉としたボトムアップによるバリュー株式運用を行います。
- ・株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

(ロ) TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとします。

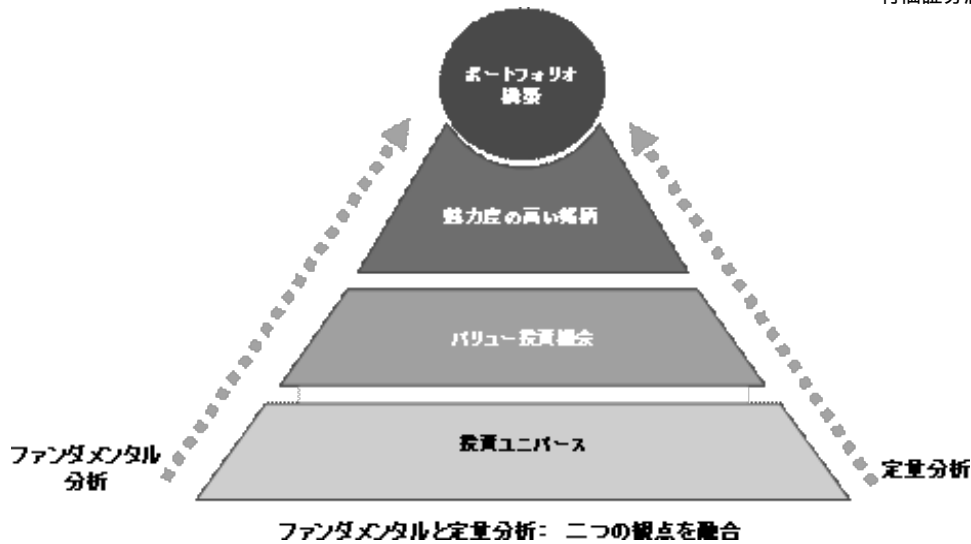
- ・ベンチマークとは、ファンドの運用成果を判断する基準となるものです。一般にわが国の株式市場のベンチマークとしては、TOPIXが使用されています。なお、ベンチマークは今後見直す場合があります。

- ・当ファンドは、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、ベンチマークを上回る運用成果を保証するものではありません。

(ハ) ボトム・アップ・アプローチをベースとしたバリュー株式運用を行います。

運用のプロセスについて

ファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させた個別銘柄選択を付加価値の源泉としたボトムアップによるバリュー株式運用を行います。



上記は平成22年4月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

- ・ TOPIX採用銘柄を中心とした投資ユニバースから計量収益モデルによる絞り込みを行い、割安な投資機会（バリュート投資機会）として抽出します。
- ・ その割安な投資機会として抽出された銘柄を中心に、ファンダメンタル・アナリストが徹底したリサーチに基づく財務予測を行います。全てのリサーチ結果は日本バリュート投資政策グループ・メンバーとアナリストの議論を通じて品質管理を行い、リサーチ品質が承認された銘柄のうち、株価と長期的な潜在収益力との関係から見て割安と認められる銘柄がポートフォリオの組入対象になります。
- ・ 日本バリュート投資政策グループがファンダメンタル・アナリストによる企業の財務予測とクオンツ・アナリストが構築した計量モデル・フレームワークを活用して投資判断を行います。
- ・ 株式の組入れは、通常の状態では、フル・インベストメントを基本とします。

市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用が出来ない場合があります。

運用の一層の強化・充実を図るため、委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の一部（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の者に委託することがあります。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
 アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
 アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン^{*1}は、総額約5,013億米ドル（平成22年3月末現在、約46.8兆円^{*2}）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界23カ国44都市（平成22年3月末現在）に拠点を有しています。

*1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

*2 米ドルの邦貨換算レートは1米ドル=93.44円（平成22年3月31日のWMロイター）を用いております。

c. 運用態度

- (イ) マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。
- (ロ) ファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させたボトムアップによる個別銘柄選択をもとにバリュート株式運用を行います。
- (ハ) 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 株式以外の資産への実質的な投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- (ホ) 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - （イ）有価証券
 - （ロ）デリバティブ取引に係る権利
 - （ハ）金銭債権
 - （ニ）約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - （イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・日本バリューストックマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
 - b. 国債証券
 - c. 地方債証券
 - d. 特別の法律により法人の発行する債券
 - e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - f. 特定目的会社に係る特定社債券
 - g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
 - h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券
 - i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券
 - j. コマーシャル・ペーパー
 - k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - m. 投資信託または外国投資信託の受益証券
 - n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券
 - o. 外国貸付債権信託受益証券
 - p. オプションを表示する証券または証書
 - q. 預託証券
 - r. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 - s. 指定金銭信託の受益証券
 - t. 抵当証券
 - u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

金融商品の運用指図

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記のa．からd．までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

先物取引等の運用指図

- a．委託会社は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）
- b．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- c．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図

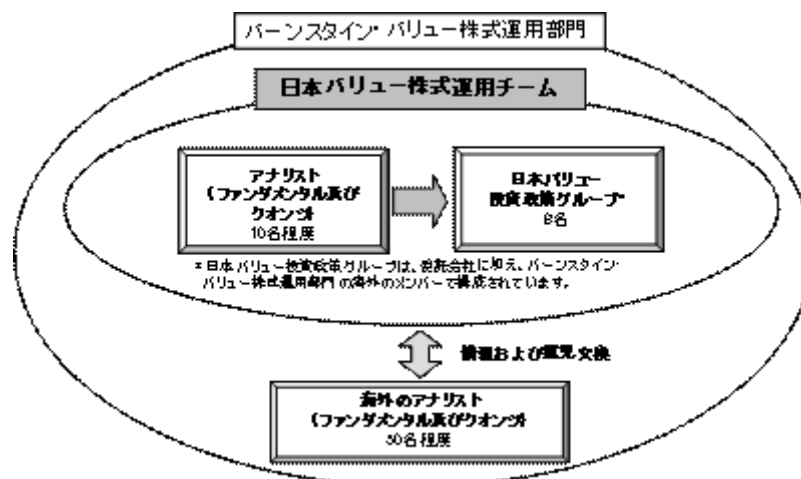
- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- c．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- e．本 に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(3)【運用体制】

委託会社の日本バリューストック運用チームのファンダメンタル・アナリストによるリサーチとクオンツ・アナリストによる計量モデル・フレームワークに基づいて、日本バリューストック投資政策グループが運用します。

バーンスタイン・バリューストック運用部門^{*}の海外のアナリストとも情報および意見交換を行います。

* バーンスタイン・バリュー株式運用部門はアライアンス・バーンスタインの1部門です。



上記の運用体制は平成21年12月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として、毎年2月27日、8月27日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

収益の分配方式

- 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までの日からお支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

信託約款に定める投資制限

- 株式への投資割合

株式への実質投資割合^{*}には、制限を設けません。

* 「実質投資割合」とは、当ファンドの信託財産に属する各資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する

各資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するものとみなした額との合計額の、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

また、「当ファンドの信託財産に属するものとみなした額」とは、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b．投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、別に定める条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

c．新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

d．投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

e．同一銘柄の株式等への投資割合

(イ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

(ハ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

f．株式以外の資産への実質的な投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

g．実質外貨建資産への投資は行いません。

法令により禁止または制限される取引等

a．同一法人の発行する株式の取得制限

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b．投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

a．信用取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をする

ことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b. 有価証券貸付けの指図および範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の()および()の範囲で貸付けの指図をすることができます。

() 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価金額の合計額が、信託財産で保有する株式の時価金額の合計額の50%を超えないものとします。

() 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)()および()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

c. 一部解約の請求ならびに有価証券の売却および再投資の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

d. 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(参考) マザーファンドの投資方針等

(アライアンス・バーンスタイン・日本バリュース株マザーファンド)

基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

主としてわが国の株式に投資します。

b. 運用態度

(イ) 主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。

(ロ) ファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させたボトムアップによる個別銘柄選択をもとにバリュース株運用を行います。

(ハ) 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(ニ) 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(ホ) 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

c. 投資制限

- (イ) 株式への投資割合は制限を設けません。
- (ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ハ) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ニ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ヘ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ト) 外貨建資産への投資は行いません。

平成22年4月末現在、アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券を投資対象とする当ファンド以外の公募のファンドはありません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券への投資を通じて株式など値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動きにより基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドが投資した資産の価値の減少を含むリスクは、当ファンドの受益者に帰属します。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

信用リスク

株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、その株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

インデックスの下落に伴うリスク

当ファンドは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながる可能性があります。

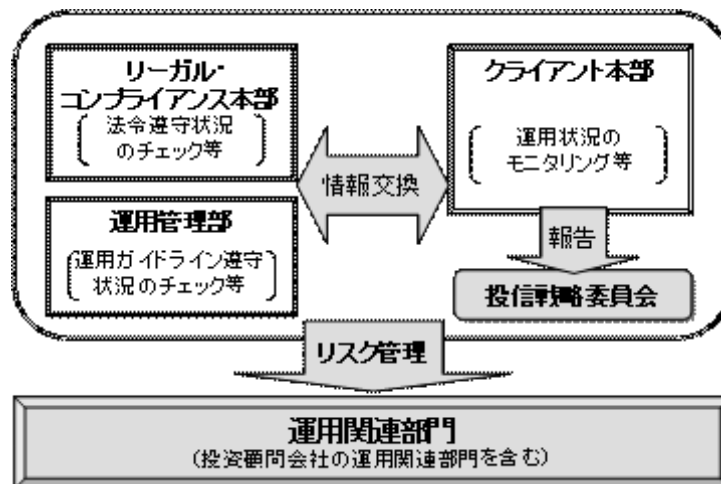
市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

運用関連部門においては、バーンスタイン・バリュー株式運用部門のシニア投資プロフェッショナルで構成されるリスク管理グループが定めたリスク管理のフレームワークに基づいて、日本バリュー投資政策グループが、ポートフォリオのリスク管理を行っています。

クライアント本部においては、運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）が予め定められた運用の基本方針、及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。



上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.15%（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。

ただし「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、税引後、無手数料で再投資されます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額^{*}

換金の申込みを受付けた日（以下、「換金申込受付日」といいます。）の基準価額に0.40%の率を乗じて得た額とします。

* 信託期間の途中で換金する場合に、基準価額から控除される額で、運用の安定性を高めるとともに長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために、信託財産中に留保されるものです。

(3)【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対し、年1.40595%（税抜年1.339%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.6825% (税抜年0.65%)	年0.6825% (税抜年0.65%)	年0.04095% (税抜年0.039%)

マザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

その他の費用

- a . 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
- b . ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額は信託財産中から支払われます。
- c . 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資する収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおいても、上記 a . および b . に記載されている費用を負担します。

上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

- a . 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
- b . 有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- c . 目論見書作成、印刷および交付に係る費用
- d . 運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- e . 受益権の管理事務に係る費用
- f . 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- g . この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- h . 信託財産の監査に係る費用

・この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

上記の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

個別元本について

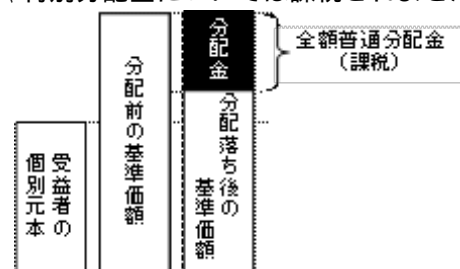
- a . 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b . 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c . 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d . 特別分配金が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

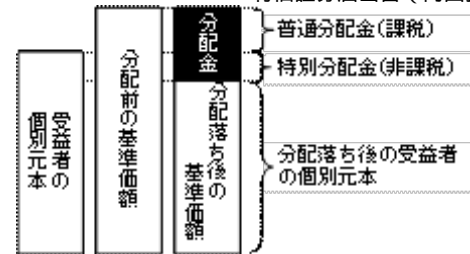
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の投資元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a . 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。



- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の



個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が特別分配金となります。

個人・法人別の課税の取扱い

a. 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

^{*}平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間適用される税率です。平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。

(ロ) 損益通算について

上場株式等・公募株式投資信託の譲渡損失と申告分離課税を選択した配当金・収益分配金を損益通算できます。過去3年分の譲渡損失の繰越控除も可能です。なお、その年で控除しきれない損失については、翌年以後3年間にわたり繰越控除ができます。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率^{*}で源泉徴収されます。住民税は課せられません。なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

^{*}平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間適用される税率です。平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

			平成22年3月31日現在	
資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)	
親投資信託受益証券	-	733,695,628	100.11	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	856,812	0.11	
合計(純資産総額)	-	732,838,816	100.00	

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) アライアンス・パースタイン・日本バリュースタッフファンド

			平成22年3月31日現在	
資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)	
株式	日本	720,725,600	98.23	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	12,956,307	1.76	
合計(純資産総額)	-	733,681,907	100.00	

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成22年3月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	種類/業種	口数	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュース株マザーファンド	その他	472,681,116	1.4133	668,040,222	1.5522	733,695,628	100.11

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

平成22年3月31日現在

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.11
合計		100.11

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項ありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません。

（参考）アライアンス・バーンスタイン・日本バリュース株マザーファンド 投資有価証券の主要銘柄

平成22年3月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	7,800	3,311.76	25,831,734	3,745.00	29,211,000	3.98
2	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	6,300	3,899.30	24,565,652	3,940.00	24,822,000	3.38
3	日本	株式	東京電力	電気・ガス業	9,500	2,454.62	23,318,968	2,492.00	23,674,000	3.22
4	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	6,900	2,888.00	19,927,200	3,090.00	21,321,000	2.90
5	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	42,900	456.60	19,588,158	490.00	21,021,000	2.86
6	日本	株式	三菱商事	卸売業	8,400	2,243.66	18,846,747	2,450.00	20,580,000	2.80
7	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	6,200	3,088.50	19,148,704	3,300.00	20,460,000	2.78
8	日本	株式	オリックス	その他金融業	2,240	6,891.26	15,436,422	8,290.00	18,569,600	2.53
9	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	22,400	705.00	15,792,000	801.00	17,942,400	2.44
10	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	2,700	6,130.00	16,551,000	6,500.00	17,550,000	2.39
11	日本	株式	ソニー	電気機器	4,500	3,055.00	13,747,500	3,580.00	16,110,000	2.19
12	日本	株式	KDDI	情報・通信業	33	485,645.54	16,026,303	484,000.00	15,972,000	2.17
13	日本	株式	三井物産	卸売業	9,800	1,413.39	13,851,222	1,571.00	15,395,800	2.09
14	日本	株式	キヤノン	電気機器	3,300	3,767.02	12,431,175	4,330.00	14,289,000	1.94
15	日本	株式	第一三共	医薬品	8,100	1,802.08	14,596,911	1,751.00	14,183,100	1.93
16	日本	株式	東芝	電気機器	27,000	448.00	12,096,000	483.00	13,041,000	1.77
17	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	3,300	3,345.00	11,038,500	3,765.00	12,424,500	1.69
18	日本	株式	D I C	化学	58,000	180.00	10,440,000	202.00	11,716,000	1.59
19	日本	株式	東ソー	化学	47,000	214.00	10,058,000	238.00	11,186,000	1.52
20	日本	株式	エルピーダメモリ	電気機器	5,700	1,607.00	9,159,900	1,841.00	10,493,700	1.43
21	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	72	138,100.00	9,943,200	142,400.00	10,252,800	1.39
22	日本	株式	三井不動産	不動産業	6,000	1,510.00	9,060,000	1,587.00	9,522,000	1.29
23	日本	株式	任天堂	その他製品	300	24,820.00	7,446,000	31,300.00	9,390,000	1.27
24	日本	株式	クボタ	機械	11,000	786.00	8,646,000	852.00	9,372,000	1.27
25	日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	10,100	826.00	8,342,600	911.00	9,201,100	1.25
26	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	22,000	394.11	8,670,562	412.00	9,064,000	1.23
27	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	26	324,500.00	8,437,000	348,000.00	9,048,000	1.23
28	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,700	4,715.00	8,015,500	5,310.00	9,027,000	1.23
29	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	11,000	720.00	7,920,000	819.00	9,009,000	1.22
30	日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	7,000	1,050.00	7,350,000	1,270.00	8,890,000	1.21

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

平成22年3月31日現在

国内/外国	種類/業種	投資比率(%)
国内	株式	98.23
	電気機器	14.78
	輸送用機器	10.75
	情報・通信業	7.73
	卸売業	7.42
	銀行業	7.24
	化学	6.91
	電気・ガス業	6.37
	陸運業	4.02
	医薬品	3.98
	その他製品	3.61
	不動産業	3.61

	小売業	2.79
	食料品	2.74
	その他金融業	2.53
	非鉄金属	2.24
	機械	1.80
	鉄鋼	1.69
	石油・石炭製品	1.52
	ガラス・土石製品	1.21
	空運業	1.20
	保険業	0.78
	海運業	0.70
	ゴム製品	0.57
	建設業	0.53
	精密機器	0.49
	証券、商品先物取引業	0.46
	パルプ・紙	0.44
合計		98.23

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末	（平成21年8月27日）	1,290	1,290	14,665	14,665
第2期計算期間末	（平成22年3月1日）	677	677	14,064	14,064
平成21年	3月末日	5,665	-	11,056	-
平成21年	4月末日	5,000	-	12,514	-
平成21年	5月末日	4,326	-	13,579	-
平成21年	6月末日	2,906	-	13,858	-
平成21年	7月末日	1,583	-	14,337	-
平成21年	8月末日	1,254	-	14,661	-
平成21年	9月末日	948	-	13,746	-
平成21年	10月末日	863	-	13,576	-
平成21年	11月末日	755	-	12,791	-
平成21年	12月末日	750	-	14,022	-
平成22年	1月末日	726	-	14,073	-
平成22年	2月末日	674	-	13,981	-
平成22年	3月末日	732	-	15,453	-

(注1) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間（平成21年 2月24日～平成21年 8月27日）	0
第2期計算期間（平成21年 8月28日～平成22年 3月1日）	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間（平成21年 2月24日～平成21年 8月27日）	46.7
第2期計算期間（平成21年 8月28日～平成22年 3月1日）	4.1

(注) 収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

6【手続等の概要】

(1) 申込手続等

申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受付けます。

取得申込みの受付時間は、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

取扱いコース

当ファンドは、収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。なお、当初お申込みいただいたコースは途中変更できませんのでご注意ください。

「一般コース」 収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」 収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、当ファンドにかかる「自動けいぞく投資約款」に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うコースや自動けいぞく投資約款の名称は販売会社にご確認のうえお申込みください。

申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

申込単位

「一般コース」 1万口以上1万口単位

「自動けいぞく投資コース」 1万円以上1円単位

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.15%（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。

ただし「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、税引後、無手数料で再投資されます。

受渡方法

申込代金を、取得申込受付日から起算して5営業日目までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

その他留意事項

委託会社は、合理的な理由からファンドの効率的な運用が妨げられると判断した場合、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

なお、取得申込みの受付けの中止または取消しを行う事情等によっては、収益分配金の再投資に限り受け付けることがあります。

(2) 換金手続等

換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受付を行います。

換金申込みの受付時間は、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求にて換金するときは、振替受益権をもって行うものとし、

一部解約の実行の請求にて換金を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載また

は記録が行われます。

換金価額

換金申込受付日の基準価額から、当該基準価額に0.40%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

換金価額は、販売会社にお問い合わせください。

換金単位

「一般コース」 1万口以上1万口単位

「自動けいぞく投資コース」 1口単位

換金手数料

ありません。

換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。

換金の制限について

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することがあります。

信託財産の資産管理を円滑に行うため、1日1件当たり5億円を超える換金の申込みは行えません。この他に、1日1件当たり5億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額および受付時間に制限を設ける場合があります。

なお、この規定により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は日々変動しますので、販売会社にお問い合わせください。また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「日本バリ」の略称で掲載されます。

当ファンドの投資対象の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	原則として、計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

保管

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

信託期間

当ファンドの信託期間は、平成21年2月24日から平成31年2月27日までとします。

ただし、信託の終了日は、信託約款の定めにしたがい信託期間を延長することがあります。

また、下記「その他 a . ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月28日から8月27日までおよび8月28日から翌年2月27日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に該当するときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

その他

a . ファンドの償還条件等

(イ) 以下の場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰

上償還)させることがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。なお、繰上償還させる場合は、下記<書面決議>のとおり行います。

信託元本が30億円を下回ったとき

受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

(ロ) 以下の場合には、この信託契約を解約し、当ファンドを終了(繰上償還)します。この場合には、下記<書面決議>の手続きは行いません。

委託会社が監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき

受託会社とその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき

b. 信託約款の変更等

(イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合を行うことができます。この場合、委託会社はあらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

(ロ) 上記(イ)の事項のうち、その内容が重大なものについては、下記<書面決議>のとおり行います。

<書面決議>

委託会社は、当ファンドの繰上償還、他のファンドとの併合または信託約款の変更(重大な内容の変更に限り、以下、併合と合わせ「重大な信託約款の変更等」といいます。)を行おうとする場合に、書面による決議(書面決議)を行います。

この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び繰上償還の理由等、または重大な信託約款の変更等の内容や理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記の規定は、繰上償還または重大な信託約款の変更等について、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、繰上償還を行おうとする場合、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じ、上記 から までに規定する手続きを行うことが困難なときには当該規定は適用しません。

当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

c. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

d. 運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、金融商品等の売買状況、資産・負債の状況等を記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付します。

(2) 受益者の権利等

受益者の権利等には以下のものがあります。

収益分配金に対する請求権

償還金に対する請求権

一部解約請求権

反対者の買取請求権

帳簿閲覧権

第2【財務ハイライト情報】

「財務ハイライト情報」は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている財務諸表から抜粋して記載しています。

当ファンドの財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けています。

その監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の当該財務諸表に添付しています。

1【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 (平成21年 8月27日現在)	第2期 (平成22年 3月 1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,696	-
親投資信託受益証券	1,288,458,523	677,465,947
未収入金	73,911,113	20,810,189
流動資産合計	1,362,379,332	698,276,136
資産合計	1,362,379,332	698,276,136
負債の部		
流動負債		
未払解約金	41,920,809	13,810,189
未払受託者報酬	824,865	176,119
未払委託者報酬	27,495,476	5,870,559
その他未払費用	2,014,262	430,026
流動負債合計	72,255,412	20,286,893
負債合計	72,255,412	20,286,893
純資産の部		
元本等		
元本	879,717,442	482,084,426
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	410,406,478	195,904,817
（分配準備積立金）	387,240,035	204,595,907
元本等合計	1,290,123,920	677,989,243
純資産合計	1,290,123,920	677,989,243
負債純資産合計	1,362,379,332	698,276,136

2【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 (自平成21年 2月24日 至平成21年 8月27日)	第2期 (自平成21年 8月28日 至平成22年 3月 1日)
営業収益		
受取利息	1,648	114
有価証券売買等損益	1,842,403,101	52,268,888
営業収益合計	1,842,404,749	52,268,774
営業費用		
受託者報酬	824,865	176,119
委託者報酬	27,495,476	5,870,559
その他費用	2,014,262	430,026
営業費用合計	30,334,603	6,476,704
営業利益又は営業損失（ ）	1,812,070,146	58,745,478
経常利益又は経常損失（ ）	1,812,070,146	58,745,478
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,812,070,146	58,745,478
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,424,830,111	30,624,349
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	410,406,478
剰余金増加額又は欠損金減少額	90,604,644	8,670,461
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	90,604,644	8,670,461
剰余金減少額又は欠損金増加額	67,438,201	195,050,993
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	67,438,201	195,050,993
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	410,406,478	195,904,817

3 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第1期 (自平成21年 2月24日 至平成21年 8月27日)	第2期 (自平成21年 8月28日 至平成22年 3月 1日)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券同左
2. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準同左
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成21年2月24日（設定日）から平成21年8月27日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成21年8月28日から平成22年3月1日までとなっております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は以下のとおりです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成21年1月22日 関東財務局長に有価証券届出書を提出。
平成21年2月24日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受付けます。

取得申込みの受付時間は、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、その時間を過ぎての受け付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

(2) 取扱いコース

当ファンドは、収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。なお、当初お申込みいただいたコースは途中変更できませんのでご注意ください。

「一般コース」 収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」 収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、当ファンドにかかる「自動けいぞく投資約款」に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うコースや自動けいぞく投資約款の名称は販売会社にご確認のうえお申込みください。

(3) 申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

(4) 申込単位

「一般コース」 1万口以上1万口単位

「自動けいぞく投資コース」 1万円以上1円単位

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

(5) 申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.15%（税抜3.00%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。

ただし「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、税引後、無手数料で再投資されます。

(6) 受渡方法

申込代金を、取得申込受付日から起算して5営業日目までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

(7) その他留意事項

委託会社は、合理的な理由からファンドの効率的な運用が妨げられると判断した場合、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受け付けの中止または取消しを行う事情等によっては、収益分配金の再投資に限り受け付けることがあります。

当ファンドの販売会社等については、下記の照会先にお問い合わせください。

照会先
アライアンス・バーンスタイン株式会社
電話番号：03 - 3240 - 8660
受付時間：営業日の午前9時～午後5時
（半日営業日の場合は午前9時～正午）
<ホームページ> <http://www.alliancebernstein.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受付を行います。

換金申込みの受付時間は、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、その時間を過ぎての受け付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求にて換金するときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求にて換金を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 換金価額

換金申込受付日の基準価額から、当該基準価額に0.40%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

換金価額は、販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金単位

「一般コース」 1万口以上1万口単位

「自動けいぞく投資コース」 1口単位

(4) 換金手数料

ありません。

(5) 換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(6) 換金の制限について

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。

信託財産の資産管理を円滑に行うため、1日1件当たり5億円を超える換金の申込みは行えません。この他に、1日1件当たり5億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額および受付時間に制限を設ける場合があります。

なお、この規定により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（2）の規定に準じて計算された価額とします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は日々変動しますので、販売会社にお問い合わせください。また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「日本バリ」の略称で掲載されます。

当ファンドの投資対象の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
---------	-----------------

国内株式	原則として、計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
------	-----------------------------

(2) 【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（平成21年2月24日）から平成31年2月27日までです。

ただし、信託の終了日は、信託約款の定めに従い信託期間を延長することがあります。

また、下記「(5) その他 ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月28日から8月27日まで、および8月28日から翌年2月27日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に該当するときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等

a. 以下の場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

信託元本が30億円を下回ったとき

受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

b. 委託会社は、上記 a. の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び繰上償還の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記 b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 上記 b. から d. までの規定は、委託会社が繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b. から d. までに規定する当ファンドの繰上償還の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

f. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資

信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届出ます。なお、当ファンドの信託約款は本 に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとし、

- b. 委託会社は、上記 a. の事項（上記 a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- e. 上記 b. から d. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- f. 上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- g. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記に掲げる方法にしたがいます。

反対者の買取請求

当ファンドの繰上償還または重大な信託約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、繰上償還または重大な信託約款の変更等の手続きにおいて受益者に発せられる書面に付記します。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- ・他の受益者の氏名または名称および住所
- ・他の受益者が有する受益権の内容

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、金融商品等の売買状況、資産・負債の状況等を記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改等

- a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約
- 契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。
- b. 信託財産の運用指図に係る権限の委託契約
- (イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契

約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

- (ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。
- (ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

a. 「一般コース」の場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」の場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して「一般コース」については、1万口以上1万口単位、また「自動けいぞく投資コース」については1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとし、

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの繰上償還または重大な信託約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期（平成21年2月24日から平成21年8月27日まで）及び第2期（平成21年8月28日から平成22年3月1日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュー株投信

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成21年 8月27日現在)	第2期 (平成22年 3月 1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,696	-
親投資信託受益証券	1,288,458,523	677,465,947
未収入金	73,911,113	20,810,189
流動資産合計	1,362,379,332	698,276,136
資産合計	1,362,379,332	698,276,136
負債の部		
流動負債		
未払解約金	41,920,809	13,810,189
未払受託者報酬	824,865	176,119
未払委託者報酬	27,495,476	5,870,559
その他未払費用	2,014,262	430,026
流動負債合計	72,255,412	20,286,893
負債合計	72,255,412	20,286,893
純資産の部		
元本等		
元本	879,717,442	482,084,426
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	410,406,478	195,904,817
（分配準備積立金）	387,240,035	204,595,907
元本等合計	1,290,123,920	677,989,243
純資産合計	1,290,123,920	677,989,243
負債純資産合計	1,362,379,332	698,276,136

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 (自 平成21年 2月24日 至 平成21年 8月27日)	第2期 (自 平成21年 8月28日 至 平成22年 3月 1日)
営業収益		
受取利息	1,648	114
有価証券売買等損益	1,842,403,101	52,268,888
営業収益合計	1,842,404,749	52,268,774
営業費用		
受託者報酬	824,865	176,119
委託者報酬	27,495,476	5,870,559
その他費用	2,014,262	430,026
営業費用合計	30,334,603	6,476,704
営業利益又は営業損失（ ）	1,812,070,146	58,745,478
経常利益又は経常損失（ ）	1,812,070,146	58,745,478
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,812,070,146	58,745,478
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,424,830,111	30,624,349
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	410,406,478
剰余金増加額又は欠損金減少額	90,604,644	8,670,461
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	90,604,644	8,670,461
剰余金減少額又は欠損金増加額	67,438,201	195,050,993
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	67,438,201	195,050,993
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	410,406,478	195,904,817

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期	第2期
	(自平成21年2月24日 至平成21年8月27日)	(自平成21年8月28日 至平成22年3月1日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券同左
2. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準同左
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成21年2月24日（設定日）から平成21年8月27日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成21年8月28日から平成22年3月1日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期	第2期
(平成21年8月27日現在)	(平成22年3月1日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 879,717,442口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 482,084,426口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4665円 (10,000口当たり純資産額 14,665円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4064円 (10,000口当たり純資産額 14,064円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期	第2期
(自平成21年2月24日 至平成21年8月27日)	(自平成21年8月28日 至平成22年3月1日)
1. 分配金の計算過程 該当事項はございません。	1. 分配金の計算過程 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期	第2期
(自平成21年2月24日 至平成21年8月27日)	(自平成21年8月28日 至平成22年3月1日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第1期	第2期
(自平成21年2月24日 至平成21年8月27日)	(自平成21年8月28日 至平成22年3月1日)
該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1. 元本の移動

第1期	第2期
(自平成21年2月24日 至平成21年8月27日)	(自平成21年8月28日 至平成22年3月1日)
期首元本額 5,306,756,820円	期首元本額 879,717,442円
期中追加設定元本額 628,506,567円	期中追加設定元本額 25,163,778円
期中一部解約元本額 5,055,545,945円	期中一部解約元本額 422,796,794円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第1期（自平成21年2月24日 至平成21年8月27日）

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	1,288,458,523	397,450,729
合計	1,288,458,523	397,450,729

第2期（自平成21年8月28日 至平成22年3月1日）

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	677,465,947	24,531,258

合計	677,465,947	24,531,258
----	-------------	------------

3. デリバティブ取引等関係

第1期（自 平成21年 2月24日 至 平成21年 8月27日）

該当事項はございません。

第2期（自 平成21年 8月28日 至 平成22年 3月 1日）

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

(1) 株式（平成22年 3月 1日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年 3月 1日現在)

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・日本バリューストックマザーファンド	480,063,738	677,465,947	
計	銘柄数：1	480,063,738	677,465,947	
	組入時価比率：99.9%		100.0%	
合計			677,465,947	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考

当ファンドは「アライアンス・バーンスタイン・日本バリューストックマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「アライアンス・バーンスタイン・日本バリューストックマザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

対象年月日	(平成22年 3月 1日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	766,968
コール・ローン	1,000,000
株式	675,824,700
未収入金	20,064,116
未収配当金	603,900
未収利息	1
流動資産合計	698,259,685
資産合計	698,259,685
負債の部	
流動負債	
未払解約金	20,810,189
流動負債合計	20,810,189
負債合計	20,810,189
純資産の部	
元本等	
元本	480,063,738
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	197,385,758
元本等合計	677,449,496
純資産合計	677,449,496
負債純資産合計	698,259,685

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成21年 8月28日 至 平成22年 3月 1日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。

2. 費用・収益の計上基準	<p>時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>（１）受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>（２）有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
---------------	---

(その他の注記)

(平成22年 3月 1日現在)	
1. 元本の移動	
期首	平成21年8月28日
期首元本額	880,094,620 円
平成21年8月28日より平成22年3月1日までの期中追加設定元本額	11,564,821 円
平成21年8月28日より平成22年3月1日までの期中一部解約元本額	411,595,703 円
期末元本額	480,063,738 円
期末元本額の内訳 *	
アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュウ株投信	480,063,738 円
2. 平成22年3月1日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4112 円
(10,000口当たり純資産額)	14,112 円)

(注) * は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1. 有価証券明細表

(1) 株式

(平成22年 3月 1日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	清水建設	10,000	345.00	3,450,000	
	アサヒビール	4,200	1,691.00	7,102,200	
	味の素	4,000	907.00	3,628,000	
	日本たばこ産業	26	324,500.00	8,437,000	
	王子製紙	8,000	383.00	3,064,000	
	東ソー	51,000	214.00	10,914,000	
	信越化学工業	1,000	4,775.00	4,775,000	
	エア・ウォーター	5,000	1,052.00	5,260,000	
	日本触媒	6,000	774.00	4,644,000	
	三菱瓦斯化学	15,000	483.00	7,245,000	
	花王	1,500	2,282.00	3,423,000	
	D I C	62,000	180.00	11,160,000	
	武田薬品工業	1,300	4,015.00	5,219,500	
	アステラス製薬	1,300	3,345.00	4,348,500	
	田辺三菱製薬	4,000	1,330.00	5,320,000	
	第一三共	7,700	1,805.00	13,898,500	
	新日本石油	8,000	485.00	3,880,000	
	新日鉱ホールディングス	17,500	454.00	7,945,000	
	住友ゴム工業	5,100	742.00	3,784,200	
	日本特殊陶業	7,000	1,050.00	7,350,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	3,500	3,345.00	11,707,500	
	三菱マテリアル	17,000	231.00	3,927,000	
	D O W Aホールディングス	5,000	511.00	2,555,000	
	古河電気工業	20,000	428.00	8,560,000	
	クボタ	12,000	786.00	9,432,000	
	三菱重工業	10,000	332.00	3,320,000	
	コニカミノルタホールディングス	5,000	927.00	4,635,000	
	日立製作所	11,000	299.00	3,289,000	
	東芝	27,000	448.00	12,096,000	
	三菱電機	5,000	741.00	3,705,000	
	エルピーダメモリ	7,100	1,607.00	11,409,700	
	日本電気	12,000	245.00	2,940,000	

	富士通	10,000	579.00	5,790,000	
	パナソニック	2,900	1,255.00	3,639,500	
	シャープ	5,000	1,035.00	5,175,000	
	ソニー	4,700	3,055.00	14,358,500	
	ファナック	600	8,730.00	5,238,000	
	京セラ	600	7,890.00	4,734,000	
	村田製作所	1,900	4,715.00	8,958,500	
	キヤノン	3,300	3,740.00	12,342,000	
	東京エレクトロン	500	5,510.00	2,755,000	
	デンソー	1,200	2,432.00	2,918,400	
	日産自動車	23,400	705.00	16,497,000	
	いすゞ自動車	20,000	226.00	4,520,000	
	トヨタ自動車	7,900	3,295.00	26,030,500	
	本田技研工業	6,200	3,080.00	19,096,000	
	スズキ	1,800	1,914.00	3,445,200	
	HOYA	1,400	2,243.00	3,140,200	
	バンダイナムコホールディングス	10,900	826.00	9,003,400	
	凸版印刷	4,000	773.00	3,092,000	
	アシックス	6,000	840.00	5,040,000	
	任天堂	300	24,820.00	7,446,000	
	東京電力	8,700	2,456.00	21,367,200	
	関西電力	3,900	2,121.00	8,271,900	
	九州電力	2,800	2,018.00	5,650,400	
	東京瓦斯	22,000	393.00	8,646,000	
	東日本旅客鉄道	2,900	6,130.00	17,777,000	
	西日本旅客鉄道	10	312,500.00	3,125,000	
	東海旅客鉄道	8	668,000.00	5,344,000	
	ヤマトホールディングス	2,700	1,183.00	3,194,100	
	日本郵船	14,000	321.00	4,494,000	
	全日本空輸	30,000	267.00	8,010,000	
	日本ユニシス	5,000	540.00	2,700,000	
	日本電信電話	5,900	3,900.00	23,010,000	
	KDDI	30	486,000.00	14,580,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	77	138,100.00	10,633,700	
	コナミ	1,000	1,665.00	1,665,000	
	メディカルホールディングス	3,700	1,040.00	3,848,000	
	伊藤忠商事	14,000	720.00	10,080,000	
	三井物産	10,500	1,408.00	14,784,000	
	日立ハイテクノロジーズ	2,100	1,851.00	3,887,100	
	三菱商事	8,400	2,240.00	18,816,000	
	エディオン	2,400	933.00	2,239,200	
	セブン&アイ・ホールディングス	2,200	1,992.00	4,382,400	
	高島屋	8,000	686.00	5,488,000	
	イオン	6,800	916.00	6,228,800	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	42,800	456.00	19,516,800	
	三井住友フィナンシャルグループ	7,200	2,888.00	20,793,600	
	住友信託銀行	6,000	509.00	3,054,000	
	みずほフィナンシャルグループ	40,800	177.00	7,221,600	
	大和証券グループ本社	7,000	440.00	3,080,000	
	東京海上ホールディングス	2,200	2,530.00	5,566,000	
	オリックス	2,660	6,860.00	18,247,600	
	三井不動産	6,000	1,510.00	9,060,000	
	三菱地所	4,000	1,415.00	5,660,000	
	住友不動産	4,000	1,594.00	6,376,000	
	エヌ・ティ・ティ都市開発	48	70,500.00	3,384,000	
小計	銘柄数：87			675,824,700	
	組入時価比率：99.8%			100.0%	
合計				675,824,700	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成22年3月1日現在)
該当事項はございません。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年3月31日現在

資産総額	733,989,823 円
負債総額	1,151,007 円
純資産総額（ - ）	732,838,816 円
発行済数量	474,222,626 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.5453 円

（参考）アライアンス・パースタイン・日本バリュー株マザーファンド

平成22年3月31日現在

資産総額	745,526,338 円
負債総額	11,844,431 円
純資産総額（ - ）	733,681,907 円
発行済数量	472,681,116 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.5522 円

第5【設定及び解約の実績】

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数
第 1 期計算期間（平成21年 2月24日～平成21年 8月27日）	5,935,263,387	5,055,545,945
第 2 期計算期間（平成21年 8月28日～平成22年 3月 1日）	25,163,778	422,796,794

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第四部【特別情報】 第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成22年4月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は1万400株、うち発行済株式総数は2,600株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決めます。

投資決定のプロセス

a．運用方針の策定

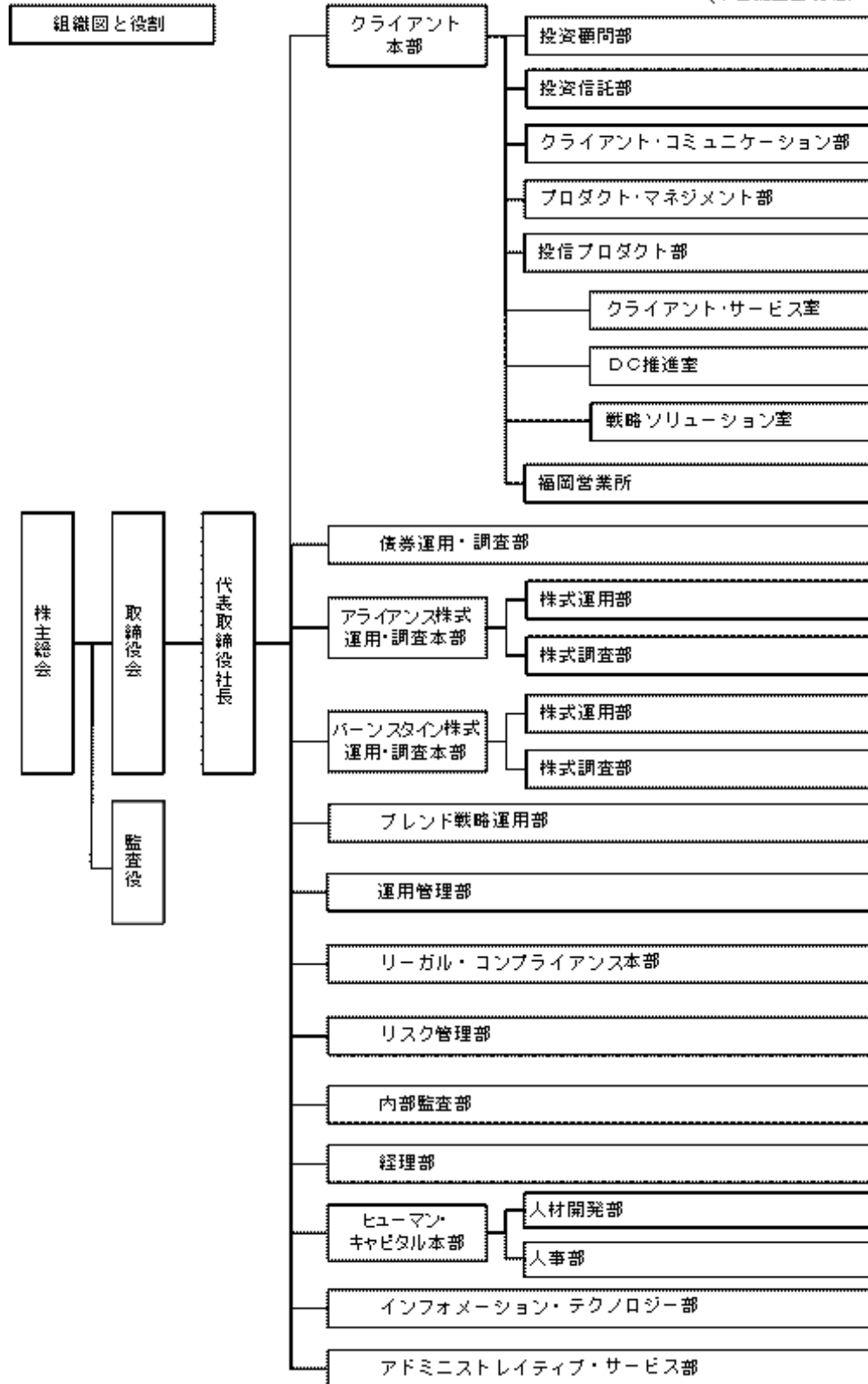
全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

c．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。



（本書提出日現在）

本部・部	担当業務
クライアント本部	
投資顧問部	年金基金及び機関投資家向け新規顧客開拓に関する業務 年金基金及び機関投資家向け顧客口座に係る管理・連絡・運用報告等、顧客窓口業務
投資信託部	投資信託の募集・販売に関する企画・立案及び推進に関する業務 投資信託販売会社に対する総合窓口業務
クライアント・コミュニケーション部	コミュニケーション・ツールの企画・作成・品質管理に関する業務 マーケティング企画・立案に関する業務 イベントの企画・立案に関する業務 広報に関する業務

	投資信託の商品企画・立案に関する業務
プロダクト・マネジメント部	コンサルタントとのリレーションシップに関する業務 ビジネス・デベロップメントに関する業務 プロダクト・コミュニケーションの企画・品質管理に関する業務 運用委託先及び運用委託投資信託の管理・モニタリング
投信プロダクト部	金商法及び投信法に基づく投資信託に関する開示書類の作成・届出及び管理に関する業務 投資信託に関するその他の開示書類の作成及び管理に関する業務
クライアント・サービス室	年金基金及び機関投資家向けクライアント・サービスに関する総合窓口業務
DC推進室	確定拠出型年金市場の分析業務 確定拠出型年金向けビジネスの企画立案及び業務推進
戦略ソリューション室	顧客等へのソリューション提供に関する業務
福岡営業所	投資信託の募集・販売の推進等及び投資信託販売会社に対する総合窓口業務 年金基金及び機関投資家向け新規顧客開拓並びに顧客口座管理等の顧客窓口業務
債券運用・調査部	グローバル債券（本邦債券を含む）の調査 グローバル債券（本邦債券を含む）及びそれに準ずる証券への投資・運用、売買発注・執行に関する業務
アライアンス株式運用・調査本部	
株式運用部	日本及びアジアのグロース株式の投資戦略の策定、投資、運用に関する業務
株式調査部	日本及びアジアのグロース株式の投資調査に関する業務
バーンスタイン株式運用・調査本部	
株式運用部	日本株を中心としたバリュー株式の投資戦略の策定、投資、運用に関する業務
株式調査部	日本株を中心としたバリュー株式の投資戦略の策定、投資、調査に関する業務
ブレンド戦略運用部	グロース株式とバリュー株式を合成したスタイルブレンド株式運用戦略の策定、投資、運用に関する業務 スタイルブレンド株式と債券等を合成したバランス運用戦略の策定、投資、運用に関する業務
運用管理部	投資顧問契約資産に係る運用管理業務 投資顧問契約資産に係る運用報告書等作成業務 投資信託財産に係る運用管理業務 投資信託財産の計理に関する業務 関連する業務の改善及びシステム化の企画・推進に係る業務 上記業務の一部外部委託に係る管理業務
リーガル・コンプライアンス本部	投資信託の運用・販売の法令遵守についての管理監督に関する業務 投資顧問契約資産の運用の法令遵守についての管理監督に関する業務 投資信託・投資顧問の契約、各種契約書類の作成・管理に関する業務 監督官庁・協会との折衝及び承認申請・届出等に関する事項 会社全体の法務に関する業務
リスク管理部	リスク管理の推進・統括等に関する業務
内部監査部	各被監査部門に内包するリスクに応じた定期的な監査（内部統制の有効性の検証、問題点の指摘及びその解決策の提案）に関する業務
経理部	会社の経理・税務に関する業務
ヒューマン・キャピタル本部	
人材開発部	人材開発（研修・採用等）に関する業務
人事部	給与・福利厚生等に関する業務
インフォメーション・テクノロジー部	通信システム・情報システム及びその機器の管理に関する業務
アドミニストレイティブ・サービス部	会社の設備・スペース等の管理、業務支援に関する業務

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び投資一任契約に係る業務を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は平成22年4月末現在次のとおりです（ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	85本	376,468百万円

追加型公社債投資信託	0本	0百万円
単位型株式投資信託	0本	0百万円
単位型公社債投資信託	0本	0百万円
合計	85本	376,468百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 年次財務諸表

当社の財務諸表は、第12期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しており、また第13期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第13期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

2. 中間財務諸表

当社の中間財務諸表は改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下改正後の「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(1)【貸借対照表】

科目	期別	注記 番号	第12期	第13期
			(平成20年3月31日現在)	(平成21年3月31日現在)
			金額	金額
(資産の部)			千円	千円
流動資産				
預金			2,798,327	2,759,368
前払費用			90,045	191,881
未収入金		*1	518,715	2,187,266
未収委託者報酬			624,874	308,972
未収投資顧問料			2,905,685	1,696,404
未収消費税等			-	192,318
繰延税金資産			355,543	293,873
流動資産合計			7,293,189	7,630,082
固定資産				
有形固定資産				
建物		*2	394,702	1,129,540
器具備品		*2	133,362	381,250
有形固定資産合計			528,064	1,510,790
無形固定資産				
電話加入権			2,204	2,204
ソフトウェア		*3	5,594	6,244
無形固定資産合計			7,798	8,448
投資その他の資産				
長期差入保証金			875,867	1,241,364
長期前払費用			-	98,099
繰延税金資産			141,908	211,326
投資その他の資産合計			1,017,775	1,550,789
固定資産合計			1,553,637	3,070,027
資産合計			8,846,826	10,700,109
(負債の部)				
流動負債				
預り金			47,860	54,129
未払金				
未払手数料			148,865	76,075
未払委託計算費			6,193	3,301
その他未払金		*1	970,187	2,402,840
未払費用			251,364	473,470
未払法人税等			1,216,769	173,718
未払消費税等			146,065	-
賞与引当金			231,964	123,120
役員賞与引当金			-	16,620
流動負債合計			3,019,267	3,323,273
固定負債				
退職給付引当金			288,098	365,135
長期未払費用			-	77,486
固定負債合計			288,098	442,621
負債合計			3,307,365	3,765,894
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			130,000	130,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金			5,409,461	6,804,215
利益剰余金合計			5,409,461	6,804,215
株主資本合計			5,539,461	6,934,215
純資産合計			5,539,461	6,934,215
負債・純資産合計			8,846,826	10,700,109

(2)【損益計算書】

科目	期別	注記 番号	第12期	第13期
			(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
			金額	金額
営業収益			千円	千円
委託者報酬			6,686,943	4,002,651
投資顧問料		*1	9,977,949	6,167,403

その他営業収益	*1	297,172	1,886,868
営業収益計		16,962,064	12,056,922
営業経費			
支払手数料		2,291,198	1,312,963
広告宣伝費		84,598	68,891
公告費		2,109	2,307
調査費			
調査費		181,136	185,290
委託調査費	*1	3,557,843	-
図書費		7,950	4,901
委託計算費		251,978	207,888
営業雑経費			
通信費		68,238	48,453
印刷費		26,409	30,359
協会費		12,604	12,231
諸会費		3,408	1,837
営業経費計		6,487,471	1,875,120
一般管理費			
給料			
役員報酬		78,584	58,102
役員賞与		134,410	75,183
給料手当		2,681,507	2,438,605
賞与		889,242	689,346
交際費		15,092	9,451
旅費交通費		238,163	118,036
租税公課		62,684	54,537
不動産賃借料		515,057	1,000,616
退職給付費用		116,471	92,614
退職金		-	171,890
固定資産減価償却費		254,601	450,336
賞与引当金繰入		231,964	123,120
役員賞与引当金繰入		-	16,620
関係会社付替費用	*1	-	973,715
諸経費	*1	1,190,508	779,842
一般管理費計		6,408,283	7,052,013
営業利益		4,066,310	3,129,789
営業外収益			
受取配当金		2,385	2,469
受取利息		2,063	4,680
投資有価証券売却益		-	42
為替差益		880	-
その他営業外収益		-	74
営業外収益計		5,328	7,265
営業外費用			
為替差損		-	185
その他営業外費用		0	0
営業外費用計		0	185
経常利益		4,071,638	3,136,869
特別損失			
固定資産除却損	*2	8,255	156,148
損害賠償金		104,314	-
事務所移転費用		-	531,432
特別損失計		112,569	687,580
税引前当期純利益		3,959,069	2,449,289
法人税、住民税及び事業税		1,801,790	1,062,283
過年度法人税等		48,385	-
法人税等調整額		66,420	7,748
法人税等計		1,783,755	1,054,535
当期純利益		2,175,314	1,394,754

(3) 【株主資本等変動計算書】

	第12期	第13期
	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本	千円	千円
資本金		
前期末残高	130,000	130,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	130,000	130,000

利益剰余金		
その他利益剰余金		
任意積立金		
前期末残高	239	-
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	239	-
当期変動額合計	239	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,233,908	5,409,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	239	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,553	1,394,754
当期末残高	5,409,461	6,804,215
利益剰余金合計		
前期末残高	3,234,147	5,409,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	-	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,314	1,394,754
当期末残高	5,409,461	6,804,215
株主資本合計		
前期末残高	3,364,147	5,539,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	-	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,314	1,394,754
当期末残高	5,539,461	6,934,215
純資産合計		
前期末残高	3,364,147	5,539,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	-	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,314	1,394,754
当期末残高	5,539,461	6,934,215

（注）平成19年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

期 別	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
項 目		
1 資産の評価基準及び評価方法		有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法により償却しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(内部造作)については定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8 ~ 50年 器具備品 6 ~ 8年	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物 10年 器具備品 3 ~ 8年

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

（追加情報）

法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

有形固定資産は、従来、耐用年数を6年から50年として減価償却を行ってまいりましたが、平成19年11月21日付取締役会決議により、事業所の移転のため、現在使用している有形固定資産の一部について、移転の完了が見込まれる平成21年3月より後の使用が見込まれないこととなりました。そのため、これらの資産については、平成19年11月より、残存価額を零とし、平成21年3月までの期間において毎月定額償却しております。この結果、従来の方法に比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が169,767千円減少しております。

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

（会計方針の変更）

従来、有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く。）は定額法）によっておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。当該変更は、当事業年度における事業所の移転を契機に、固定資産の使用状況の見直しを行った結果、当社の固定資産は経済的耐用年数期間中において安定的に使用されるため、各事業年度に減価償却費を均等に配分し、期間損益計算の一層の適正化を図るために行われるものであります。

これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

なお、当該会計方針の変更については、平成21年3月において事務所の移転を行ったことを契機として、当社の減価償却方法の見直しを行ったことによるものであり、具体的な検討が当中間会計期間末後に実施されたため、当中間会計期間は従来の方法によっております。これに伴う当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。

（追加情報）

有形固定資産は、従来、税法耐用年数を適用して減価償却を行っておりましたが、平成21年3月に事業所を移転したことに伴い、建物の使用状況等と比較した結果、従来採用していた耐用年数と実績に基づく使用可能予測期間に乖離が生じていることが判明されたため、使用可能予測期間に基づく経済的耐用年数を採用しております。経済的耐用年数の採用にあたっては、主に建物の賃貸借契約期間に基づき10年で償却を行っております。

これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）
同左

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不可能見込額を計上しております。なお、当期の計上額はありませぬ。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担分を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。なお、当期末の計上額はありませぬ。</p> <p>(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同 左</p> <p>(2)賞与引当金 同 左</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(4)退職給付引当金 同 左</p>
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	_____
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。	同 左

会計処理方法の変更

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
_____	<p>（リース取引に関する会計基準） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
_____	<p>（損益計算書） 前事業年度において「諸経費」に含めて表示しておりましたが「関係会社付替費用」は、金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p>

追加情報

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
	<p>(従業員賞与) 従業員に係る賞与のうち、従来は親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが負担していた従業員報酬制度の一部を、平成20年4月1日より当社の賞与制度に移行しました。</p> <p>この従業員賞与制度の採用に伴い、当事業年度より本制度の賞与支給額を賞与に含めて計上しており、未払分をその他未払金に計上しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第12期 (平成20年3月31日 現在)	第13期 (平成21年3月31日 現在)								
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。								
<table border="1"> <tr> <td>未収入金</td> <td>487,535 千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金</td> <td>827,011 千円</td> </tr> </table>	未収入金	487,535 千円	その他未払金	827,011 千円	<table border="1"> <tr> <td>未収入金</td> <td>1,761,851 千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金</td> <td>906,129 千円</td> </tr> </table>	未収入金	1,761,851 千円	その他未払金	906,129 千円
未収入金	487,535 千円								
その他未払金	827,011 千円								
未収入金	1,761,851 千円								
その他未払金	906,129 千円								
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。								
<table border="1"> <tr> <td>建物</td> <td>404,653 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>387,388 千円</td> </tr> </table>	建物	404,653 千円	器具備品	387,388 千円	<table border="1"> <tr> <td>建物</td> <td>9,491 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>79,724 千円</td> </tr> </table>	建物	9,491 千円	器具備品	79,724 千円
建物	404,653 千円								
器具備品	387,388 千円								
建物	9,491 千円								
器具備品	79,724 千円								
*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。	*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。								
<table border="1"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>5,984 千円</td> </tr> </table>	ソフトウェア	5,984 千円	<table border="1"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>5,863 千円</td> </tr> </table>	ソフトウェア	5,863 千円				
ソフトウェア	5,984 千円								
ソフトウェア	5,863 千円								

(損益計算書関係)

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)										
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。										
<table border="1"> <tr> <td>投資顧問料</td> <td>1,719,980 千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td>3,557,843 千円</td> </tr> <tr> <td>諸経費</td> <td>356,331 千円</td> </tr> </table>	投資顧問料	1,719,980 千円	委託調査費	3,557,843 千円	諸経費	356,331 千円	<table border="1"> <tr> <td>その他営業収益</td> <td>1,886,868 千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社付替費用</td> <td>973,715 千円</td> </tr> </table>	その他営業収益	1,886,868 千円	関係会社付替費用	973,715 千円
投資顧問料	1,719,980 千円										
委託調査費	3,557,843 千円										
諸経費	356,331 千円										
その他営業収益	1,886,868 千円										
関係会社付替費用	973,715 千円										
*2 固定資産除却損は、器具備品8,255千円であります。	*2 固定資産除却損は、以下のとおりであります。										
	<table border="1"> <tr> <td>建物</td> <td>141,821 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>13,953 千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>374 千円</td> </tr> </table>	建物	141,821 千円	器具備品	13,953 千円	ソフトウェア	374 千円				
建物	141,821 千円										
器具備品	13,953 千円										
ソフトウェア	374 千円										

(株主資本等変動計算書関係)

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,600	-	-	2,600

第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

（リース取引関係）

第12期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第13期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			ファイナンス・リース取引（借主側） （1）所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 主としてコピー機（器具備品）であります。		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方法によっており、その内容は以下のとおりであります。		
取得価額 相当額	器具備品 千円	合計 千円	取得価額 相当額	器具備品 千円	合計 千円
減価償却 累計額 相当額	21,511	21,511	減価償却 累計額 相当額	6,603	6,603
期末残高 相当額	13,844	13,844	期末残高 相当額	3,901	3,901
期末残高 相当額	7,667	7,667	期末残高 相当額	2,702	2,702
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。		
未経過リース料期末残高相当額			未経過リース料期末残高相当額		
1年以内			1年以内		
1年超			1年超		
合計			合計		
4,846 千円			1,803 千円		
2,821 千円			899 千円		
7,667 千円			2,702 千円		
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。		
支払リース料及び減価償却費相当額			支払リース料及び減価償却費相当額		
支払リース料			支払リース料		
減価償却相当額			減価償却相当額		
7,433千円			5,373千円		
7,433千円			5,373千円		
減価償却費相当額の算定方法			減価償却費相当額の算定方法		
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			同左		

（有価証券関係）

第12期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
該当事項はありません。

第13期（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計	売却損の合計
2,042	42	-

（デリバティブ取引関係）

第12期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第13期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第12期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第13期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
1.採用している退職金制度の概要 退職一時金制度を採用しております。	1.採用している退職金制度の概要 同左
2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 288,098千円	2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 365,135千円
3.退職給付費用に関する事項 退職給付費用 116,471千円	3.退職給付費用に関する事項 退職給付費用 92,614千円

（ストック・オプション等関係）

第12期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第13期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 給料 26,359千円	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 給料 24,236千円
2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	2.ストック・オプション等の内容 同左

（税効果会計関係）

第12期 （平成20年3月31日現在）	第13期 （平成21年3月31日現在）
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 繰延税金資産 千円 流動資産 未払事業税否認 92,156 未払費用否認 93,386 賞与引当金損金算入限度超過額 94,386 減価償却超過額 69,079 貯蔵品 6,536 固定資産 退職給付引当金損金算入限度超過額 117,227 一括償却資産損金算入限度超過額 1,307 長期未払費用否認 8,894 親会社株式報酬制度負担額 14,480 繰延税金資産小計 497,451 評価性引当額 - 繰延税金資産計 497,451	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 繰延税金資産 千円 流動資産 未払事業税否認 16,469 未払費用否認 223,539 賞与引当金損金算入限度超過額 50,098 貯蔵品 3,767 固定資産 減価償却超過額 3,967 退職給付引当金損金算入限度超過額 154,912 一括償却資産損金算入限度超過額 1,015 長期未払費用否認 27,090 親会社株式報酬制度負担額 24,342 繰延税金資産小計 505,199 評価性引当額 - 繰延税金資産計 505,199
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7% （調整）	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7% （調整）

交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.3	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.5
その他	1.1	その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>45.1%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>43.1%</u>

(関連当事者情報)

第12期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員兼任等	事業上の関係				
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,572,058 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	無し	無し	投資顧問サービスの提供	1,719,980	-	-
								費用の立替払	741,740	未収入金	487,535
								投資顧問サービスの被提供	3,557,843	-	-
								諸経費の支払	44,537	その他未払金	827,011
							費用の立替払	1,229,764			

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン・インベストメント・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニュー・キャッスル郡	16,505 千米ドル	証券業	無し	無し	無し	費用の立替払	21,927	未収入金	1,768
								投信商品に関する顧問業務	297,172	-	-
								費用の立替払	91	-	-
親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン香港リミテッド	中国香港	80,000 千香港ドル	投資顧問業	無し	無し	出向者の派遣	費用の立替払	22,591	未収入金	1,445

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

第13期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,530,574 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	1,886,868	未収入金	1,719,841
							諸経費の支払	973,715	その他未払金	906,129

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン・インベストメント・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニュー・キャッスル郡	16,505 千米ドル	証券業	無し	投信商品に関する顧問業務	費用の立替払	67,277	未収入金	40,503
							費用の立替払	24	その他未払金	-

親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン香港リミテッド	中国香港	80,000 千香港ドル	投資顧問業	無し	出向者の派遣	費用の立替 払	31,006	未収入金	1,506
							費用の立替 払	710	その他 未払金	-

- (注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク(非上場)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(非上場)

アクサ・フィナンシャル・インク(非上場)

アクサ(ユーロネクスト証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

項目	第12期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	2,130,561 円 97 銭	2,667,006 円 00 銭
1株当たり当期純利益	836,658 円 95 銭	536,444 円 03 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下の通りであります。

項目	第12期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	2,175,314	1,394,754
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,175,314	1,394,754
期中平均株式数	2,600	2,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1)中間貸借対照表

科目	期別	注記 番号	第14期 中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
			金額	
				千円
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金				1,300,774
未収入金				3,303,806
未収委託者報酬				332,966
未収運用受託報酬				2,112,319
繰延税金資産				445,378
その他				178,746
	流動資産合計			7,673,989
固定資産				
有形固定資産				
建物		*1		1,088,587
器具備品		*1		380,506
無形固定資産				7,237
投資その他の資産				
投資有価証券				908,911
長期差入保証金				1,228,054
繰延税金資産				241,962
その他				92,440
	固定資産合計			3,947,697
資産合計				11,621,686
(負債の部)				
流動負債				
未払金				
未払手数料				82,147
その他未払金				2,020,528
未払費用				238,843
未払法人税等				612,179
賞与引当金				494,389
役員賞与引当金				49,860
その他				57,287
	流動負債合計	*2		3,555,233
固定負債				
退職給付引当金				395,475
長期未払費用				174,507
	固定負債合計			569,982
負債合計				4,125,215
(純資産の部)				
株主資本				
1. 資本金				130,000
2. 利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				7,305,434
利益剰余金合計				7,305,434
株主資本合計				7,435,434
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				61,037
評価・換算差額等合計				61,037
純資産合計				7,496,471
負債・純資産合計				11,621,686

(2)中間損益計算書

科目	期別	注記 番号	第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)	
			金額	
				千円
営業収益				
委託者報酬				1,466,059
運用受託報酬				2,410,108
その他営業収益				1,361,095
営業収益計				5,237,262
営業費用及び一般管理費				
営業費用				
支払手数料				516,247
その他				277,208

一般管理費	*1	3,577,171
営業費用及び一般管理費計		4,370,626
営業利益		866,636
営業外収益	*2	6,807
営業外費用		275
経常利益		873,168
税引前中間純利益		873,168
法人税、住民税及び事業税		595,964
法人税等調整額		224,015
法人税等合計		371,949
中間純利益		501,219

(3) 中間株主資本等変動計算書

		第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
		千円
株主資本		
資本金		
	前期末残高	130,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	130,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
	前期末残高	6,804,215
	当中間期変動額	
	中間純利益	501,219
	当中間期変動額合計	501,219
	当中間期末残高	7,305,434
利益剰余金合計		
	前期末残高	6,804,215
	当中間期変動額	
	中間純利益	501,219
	当中間期変動額合計	501,219
	当中間期末残高	7,305,434
株主資本合計		
	前期末残高	6,934,215
	当中間期変動額	
	中間純利益	501,219
	当中間期変動額合計	501,219
	当中間期末残高	7,435,434
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
	前期末残高	-
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	61,037
	当中間期変動額合計	61,037
	当中間期末残高	61,037
評価・換算差額等合計		
	前期末残高	-
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	61,037
	当中間期変動額合計	61,037
	当中間期末残高	61,037
純資産合計		
	前期末残高	6,934,215
	当中間期変動額	
	中間純利益	501,219
	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	61,037
	当中間期変動額合計	562,256
	当中間期末残高	7,496,471

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

期 別	第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
項 目	

1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。</p> <p>建物 10年 器具備品 3～8年 (追加情報) 減価償却の方法 従来、有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く。）は定額法）によっておりましたが、前事業年度の下期より定額法に変更しております。</p> <p>なお、前中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。</p> <p>減価償却の耐用年数 有形固定資産は、従来、税法耐用年数を適用して減価償却を行ってまいりましたが、平成21年3月に事業所を移転したことに伴い、建物の使用状況等と比較した結果、従来採用していた耐用年数と実績に基づく使用可能予測期間に乖離が生じていることが判明されたため、使用可能予測期間に基づく経済的耐用年数を採用しております。経済的耐用年数の採用にあたっては、主に建物の賃貸借契約期間に基づき10年で償却を行っております。</p> <p>これに伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。</p> <p>(3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金...一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間期の計上額はありません。</p> <p>(2)賞与引当金...従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金...役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(4)退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理...税抜方式を採用しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)</p>
<p>(資産除去債務に関する会計基準) 「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）が平成22年3月31日以前に開始する事業年度から適用できることになったことに伴い、当中間会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。</p> <p>これに伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。</p>

表示方法の変更

<p>第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)</p>
--

（中間貸借対照表）

前中間会計期間において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間より「未収運用受託報酬」として計上しております。

（中間損益計算書）

前中間会計期間において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当中間会計期間より「運用受託報酬」として計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第14期 中間会計期間末 (平成21年9月30日 現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	66,934 千円
器具備品	116,383 千円
*2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)	
*1 減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	94,101 千円
無形固定資産	1,211 千円
*2 営業外収益において、主要なものは以下のとおりであります。	
受取利息	475 千円
受取配当金	2,844 千円
消費税還付加算金	3,462 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	2,600	-	-	2,600

（リース取引関係）

第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)			
1. ファイナンス・リース取引（借主側）			
（1）所有権移転外ファイナンス・リース取引			
リース資産の内容			
主としてコピー機（器具備品）であります。			
リース資産の減価償却の方法			
中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。			
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方法によっており、その内容は以下のとおりであります。			
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	器具備品	千円	合計 千円
取得価額相当額	6,603		6,603
減価償却累計額相当額	5,149		5,149
中間期末残高相当額	<u>1,454</u>		<u>1,454</u>
なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。			
未経過リース料中間期末残高相当額			
	1年内		1,047 千円
	1年超		407 千円
	<u>合計</u>		<u>1,454 千円</u>

なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額	
支払リース料	1,027 千円
減価償却相当額	1,027 千円

減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	1,168,191 千円
1年超	3,831,039 千円
合計	4,999,230 千円

(資産除去債務関係)

第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(有価証券関係)

第14期 中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債券	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他			
投資信託受益証券	806,000	908,911	102,911
合計	806,000	908,911	102,911

(ストック・オプション等関係)

第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
1.ストック・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名 一般管理費 17,714 千円
2.ストック・オプション等の内容 当社は親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。

(1株当たり情報)

項 目	第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
1株当たり純資産額	2,883,258 円 29 銭
1株当たり中間純利益	192,776 円 61 銭
	潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第14期 中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
中間純利益（千円）	501,219
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	501,219

期中平均株式数(株)	2,600
------------	-------

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）、又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更等

該当事項はありません。

また、事業譲渡または事業譲受、出資の状況、その他の重要事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：野村信託銀行株式会社

資本金の額：30,000百万円（平成21年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称：野村證券株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成22年3月末現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

（参考情報）マザーファンドの投資顧問会社

名 称	資本金の額 （平成21年12月末現在）	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	48億99百万米ドル（約4,512億円） 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=92.10円 （平成21年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	投資顧問会社として、有価証券に関する投資一任業務、投資助言業務およびその他付帯する業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	9百万英ポンド（約14億円） 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド=146.53円（平成21年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル（約8億円） オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル=82.28円（平成21年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル（約10億円） 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル=11.88円（平成21年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社の業務

マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約に基づき、信託財産の運用の指図（国内余剰金の運用の指図を除きます。）を行います。

3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクは委託会社の全株を保有し、同社および、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に、ロゴ・マークや図案を採用することがあります。また、ファンドの形態および委託会社の名称が記載されます。
- (2) 目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - 投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象にならないこと。
 - 証券会社以外で投資信託を購入した場合は、投資者保護基金の支払いの対象にならないこと。
 - 投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されないこと。
 - 投資信託の収益や投資利回り等は未確定であり、ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は全て受益者に帰属すること。
 - 課税上は株式投資信託として取り扱われること。
- (3) 本書の内容を要約し、目論見書冒頭に「ファンドの基本情報」等として記載することがあります。また目論見書の巻末に「用語集」を掲載することがあります。
- (4) 目論見書に信託約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容について、当該信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 本書「第二部 ファンド情報」について、目論見書に内容を説明する図表等加えて記載することがあります。また本書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。
- (6) 目論見書の別称として、「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」、「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。また、ファンドの名称について略称を追加記載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。
- (8) 目論見書表紙および本書中、表などを用いて商品分類等を表示することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月27日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュース株投信の平成21年8月28日から平成22年3月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュース株投信の平成22年3月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 真美

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 真美
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年10月26日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	英 公一
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュース株投信の平成21年2月24日から平成21年8月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュース株投信の平成21年8月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。